

答申第 602 号

平成 27 年 3 月 18 日

神奈川県教育委員会

委員長 具志堅 幸司 殿

神奈川県情報公開審査会

会長 西谷 剛

行政文書公開請求拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成 25 年 10 月 25 日付けで諮問された特定会議の事務局メモ等一部非公開の件（その 1）（諮問第 651 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、特定会議の事務局メモを非公開としたこと及び特定会議の議事録を作成していないとして公開を拒んだことは、妥当である。

2 異議申立てに至る経過

- (1) 異議申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成25年8月6日付けで、神奈川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に対して、特定会議の事務局メモ（以下「本件行政文書」という。）、議事録（以下「本件不存在文書」という。）及び資料（以下「本件対象文書」と総称する。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、県教育委員会は、平成25年8月20日付けで、本件対象文書のうち、本件行政文書については公開することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとして、また、本件不存在文書については作成していないとして、一部非公開とする決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は、平成25年10月18日付けで、県教育委員会に対し、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるという趣旨の異議申立てを行った。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

ア 条例第5条第3号該当の点については、条例の趣旨、解説などから次の点を指摘できる。

(ア) 県の機関が行う審議、検討又は協議に関する情報は、「県が県政を県民に説明する責任を全うするように配慮すべきであることから、意思形成過程情報を県民に公開することの公益性を客観的に評価し、公開することによる利益と非公開とすることによる利益とをよく比較衡量して判断することが特に求められる。」

(イ) また、条例第5条第3号は、「公開をもたらす支障が「不当」と判断できる場合に例外的に非公開とするものであり、適用に当たっては、慎重な判断が必要である。例えば、非公開で開催された会議の議事録を請求された場合であっても、議事録の記載内容が本号に該当するか否かを具体的に検討して判断すべきである。」

(ウ) 本件行政文書の非公開理由として、実施機関は、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に妨げられるおそれがあり」、「今後の教育行政の適正な遂行に支障が生じるおそれがあること」を挙げているが、今回の場合、情報が公開されることによって、発言者に危害が及んだり、外部からの圧力がかかり、政策遂行に不当な影響を与えるおそれは極めて少ないと考える。

(エ) 非公開情報か否かの判断に際して、「形式的には意思形成過程の情報であっても、実質的に審議、検討等が終了している情報」は「本号に該当する可能性が低いと考えられる。」

イ 前記ア(ア)から(エ)のとおり、実施機関の説明は一方的、表面的であり多くの問題点を含んでおり、到底納得できるものではない。条例第5条第3号の趣旨、規定に基づき、本件行政文書は公開されるべきものとする。

(2) 本件不存在文書について

特定日に開催された県教育委員会の委員協議会（以下「本件会議」という。）の後、事務局が再考を求めているのだから、本件会議は、実質方針決定を行った会議である。会議録は作成され、少なくとも氏名は非公開でも内容は公開されるべきである。

4 実施機関（教育局総務室）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件処分を行った理由は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定日に開催された本件会議において、特定科目の教科書の採択に係る請願（以下「本件請願」という。）について教育委員（以下「本件委員」という。）が意見交換をした際に、事務局職員が書き残したメモである。今後の会議でも、関連した質問があるかもしれないと考えて、メ

モを作成して局内で共有した。

(2) 本件行政文書の条例第5条第3号該当性について

本件行政文書には、特定日に開催された本件会議での本件委員の意見交換の内容などが記載されており、これを公開した場合、外部からの干渉、圧力等により委員同士の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に妨げられるおそれがあり、ひいては、今後の教育行政の適正な遂行に支障が生じるおそれがあることから、条例第5条第3号に該当すると判断し、非公開とした。

(3) 本件不存在文書について

県教育委員会としての意思決定は、あくまでも県教育委員会会議（以下「委員会会議」という。）での議論を経て行われるものであり、その会議録は公開されている。本件会議では事前の整理は行うが、意思決定は行わないから会議録は作成していない。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は異議申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて、次のとおり判断する。

(2) 本件会議について

本件会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき公開される委員会会議の前段階として、そこでの発言等のための各本件委員個人の意思形成に資するための準備的研究協議の場である。

(3) 本件不存在文書について

ア 前記(2)のような性格からすれば、本件会議での意見交換につき会議録を作成しない慣行も不合理ではないと考えられる。

イ したがって、実施機関において、本件不存在文書を作成しないことは、不合理とまでは言えない。

(4) 本件行政文書の条例第5条第3号該当性について

ア 条例第5条第3号は、「県の機関内部若しくは機関相互又は県の機関と国若しくは他の地方公共団体（以下「国等」という。）の機関、独立行政法人等若しくは地方独立行政法人との間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

イ 本件行政文書について、当審査会において確認したところ、A4判1枚の紙面にいくつかの項目を列挙した形で作成された手書きのメモである。一見したところでは、本件会議に出席した事務局職員が自己の手控えとして作成したメモであるようにも見える。しかし、実施機関は、局内で共有したと述べていることから、行政文書と認められるので、以下、検討する。

ウ 本件行政文書について

（ア）本件会議が各本件委員個人の準備的意思形成のための場であつてみれば、その意思形成過程を適正に保つため、そこでの発言内容等は、他からの干渉等から特に保護されるべきものである。

（イ）このため、発言内容等に関わるメモを公開し、他からの干渉の可能性を残すことは、本件会議及び公開の場である委員会会議における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性を不当に損なわせるおそれがあると認められる。

（ウ）したがって、本件行政文書は条例第5条第3号に該当すると判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平 成 25 年 10 月 25 日	○ 諮問
11 月 11 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
12 月 2 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
12 月 6 日	○ 異議申立人に非公開等理由説明書を送付
平 成 26 年 1 月 13 日	○ 異議申立人から非公開等理由説明書に対する 意見書を受理
9 月 11 日 (第 141 回部会)	○ 審議
11 月 13 日	○ 指名委員により異議申立人から意見を聴取 ○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等 理由説明を聴取
11 月 27 日 (第 143 回部会)	○ 審議
12 月 25 日 (第 144 回部会)	○ 審議
平 成 27 年 1 月 22 日 (第 145 回部会)	○ 審議
2 月 26 日 (第 146 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
相 川 忠 夫	関東学院大学大学院教授	部 会 員
入 江 直 子	神 奈 川 大 学 教 授	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	会 長 職 務 代 理 者
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
西 谷 剛	元 國 學 院 大 学 法 科 大 学 院 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)
東 玲 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員

(平成 27 年 3 月 18 日現在) (五十音順)